

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成16年11月22日作成)

法令名	木材の安定供給の確保に関する特別措置法
根拠条項	法第5条第2項
処分の概要	木材安定供給確保に関する計画（以下「事業計画」という。）の認定の取消
法令の定め	都道府県知事は、第4条第1項の認定に係る事業計画（第5条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更のもの。以下「認定事業計画」という。）が同条第4条各号に掲げる要件に適合しなくなったと認めるとき、又は同条第1項の認定を受けた者（当該認定を受けた者に係る同条第2項各号に掲げる者を含む。以下「認定事業者」という。）が認定事業計画に従って木材安定供給確保事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
処分基準	1 地域森林計画において定める事項の変更等により、事業計画が認定基準に適合しなくなった場合であって、指導を行ったにもかかわらず事業計画が変更されず、その変更の見込みもないと認められる場合。 2 認定事業計画に基づく木材安定供給確保事業の遂行に著しい支障が生じており、当該認定事業計画に沿った事業を実施する見込みがなく、その結果、認定基準に適合しなくなると認められる場合。
処分担当課	水産林務部林務局林業木材課流通加工グループ (電話番号：011-231-411 (内線28-472)) 各(総合)振興局産業振興部林務課
問い合わせ先	水産林務部林務局林業木材課流通加工グループ (電話番号：011-231-411 (内線28-472)) 各(総合)振興局産業振興部林務課
備考	都道府県知事は、認定事業計画の取消しの決定をしたときは、理由を付して、その旨を認定事業者に通知する。  (公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm">www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm</a> )